

一般競争入札の適用範囲の拡大について

埼玉県公共調達改革推進工程表を踏まえ、入札における競争性、透明性及び公正性をより一層高めるため、一般競争入札の適用範囲を下記のとおり拡大する。

記

- 1 一般競争入札の対象工事の下限額の引き下げ
設計金額1,000万円以上（現行3,000万円以上）の工事を対象とする。
- 2 施行時期
平成19年4月2日以降に公告を行うものから適用する。